

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・地域密着をスローガンに、各拠点地域の活性化策として、第1次産業者および地域行政と協力して6次産業化の支援・推進・販路拡大を図ります。
- ・フードバンクなどへの寄贈を通して、フードロス削減に寄与いたします。
- ・教育機関との共同企画商品の開発を推進し、学生の実践教育の機会創出を目指します。
- ・災害発生時には地域の食のインフラを守るため、商品の供給責任を果たすことで地域社会の活力を守ります。
- ・日本一頼りがいのある問屋として、サプライチェーン全体の効率化を進めるとともに、地域メーカーのとがった商品を全国に届けることで、地方活性を支援いたします。
- ・オープンイノベーションを活用し、パートナー企業と連携・協働することで、新たなプラットフォームの構築を行います。
- ・健康経営の取組みを推進し、取引先を巻き込んだ活動へと発展させます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

支払いサイトを60日以内とし、下請代金は現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

取引先様および物流事業者様との相互理解・協力のもとで物流の効率化を推進するべく、「ホワイト物流」推進運動に賛同し、自主行動宣言を表明しています。

2024 年 6 月 6 日

旭食品株式会社

代表取締役社長 竹内 孝久